

【負担限度額認定】

施設サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院)や短期入所サービスを利用した時は、一定の低所得者要件を満たした方を対象に食費と居住費を軽減します。

軽減を受けるには、申請が必要となります。該当する方には「負担限度額認定証」を交付します。「負担限度額認定証」を施設に提示することで、各費用が減額されます。

※デイサービス・デイケア・有料老人ホーム・グループホームは、本制度対象外です。

1. 該当要件

	配偶者がいない場合	配偶者がいる場合 (世帯分離をしている方も含む)
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者(世帯全員が住民税非課税)	
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額 + 非課税年金収入額 + 前年合計所得金額 = 80万円以下 本人の預貯金額等が 650 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員と配偶者が住民税非課税 本人の課税年金収入額 + 非課税年金収入額 + 合計所得金額 = 80万円以下 夫婦の預貯金額等が 1,650 万円以下
第3-①段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額 + 非課税年金収入額 + 合計所得金額 = 80万円超 120 万円以下 本人の預貯金額等が 550 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員と配偶者が住民税非課税 本人の課税年金収入額 + 非課税年金収入額 + 合計所得金額 = 80万円超 120 万円以下 夫婦の預貯金額等が 1,550 万円以下
第3-②段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額 + 非課税年金収入額 + 合計所得金額 = 120 万円超 本人の預貯金額等が 500 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員と配偶者が住民税非課税 本人の課税年金収入額 + 非課税年金収入額 + 合計所得金額 = 120 万円超 夫婦の預貯金額等が 1,500 万円以下

※預貯金等として対象とするものは、預貯金・投資信託・有価証券・その他現金など。対象としないものは、生命保険・貴金属(時価評価額の把握が難しいもの)など。

※住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV 防止法における配偶者からの暴力を受けた場合等は対象外)の所得も判断材料となります。

2. 負担限度額の一例(以下の例は、特別養護老人ホームの短期入所の場合)

		負担限度額			
		第1段階	第2段階	第3-①段階	第3-②段階
食費(日額)		300円	390円 【600円】	650円 【1,000円】	1,360円 【1,300円】
居住費 (日額)	ユニット個室	820円	820円	1,310円	1,310円
	ユニット個室的多床室	490円	490円	1,310円	1,310円
	従来型個室	490円 (320円)	490円 (420円)	1,310円 (820円)	1,310円 (820円)
	多床室	0円	370円	370円	370円

・【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

・()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

・第1段階～第3-②段階に該当しない方の食費・居住費は、施設と利用者の契約によって決まります。

・利用者の負担は、食費・居住費のほか、介護保険サービス費の利用者負担分があります。

・また、日常生活費や特別な室料、特別な食費等がかかる場合がありますので、施設へご確認ください。

3. 有効期間

申請日の属する月の初日から翌年(1月以降の申請は同年)7月31日まで有効になります。8月1日から継続して認定を受けたい場合は、再度審査を行いますので更新手続きが必要です。(毎年)

世帯構成・所得状況・預貯金等が変更になったときは、段階が変更になる場合がありますので、その時点で再申請をしてください。

4. 提出書類

- 負担限度額認定申請書

※個人番号(マイナンバー)が記載された申請書を提出する際、個人番号の確認書類と申請者の身元確認書類(運転免許証等)が必要となります。(郵送で申請の場合は写しで可。)個人番号(マイナンバー)が不明の場合「同意する」と記入してください。

- 同意書
- 本人及び配偶者の全ての預貯金・有価証券などの資産額が確認できるものの写し(下表参照)
- 1月1日以降に三芳町に転入された方は、非課税証明書
- 配偶者の非課税証明書(配偶者の課税地が三芳町でない場合に必要です)

※配偶者がいない場合は、上記添付書類はご本人分のみとなります。

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金(普通・定期)	①銀行名・支店名・口座番号・口座名義人(表紙をめくった面の上下全て)の写し ②2月前の1日～申請日までの記帳したページ(年金の額が記載してあるもの)の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	資産と思われるものは全て申告してください。
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書の写し(価格評価後、預貯金額等から差し引きます)

5. 申請時の注意事項

本人や配偶者及び世帯員の住民税の申告がされていないと、利用者負担段階が決められません。

たとえ収入が無くても、必ず役所の税務課等で住民税の申告をしたうえで、負担限度額認定の申請を行ってください。申告がされていない場合は申請書をお預かり出来ません。

提出書類に不備がある場合は、申請を受け付けることができません。申請が受け付けられなかった方は、負担限度額認定は非該当となり、食費及び居住費について軽減されません。

また、虚偽の申請を行った場合は、遡って給付した金額の2倍の金額を返還していただきます。

6. 注意事項

預貯金額により負担限度額の対象外となった方でも、その後預貯金額等が基準より下回った場合は、その時点で申請をすれば、該当になる場合がありますので、介護保険担当にご相談ください。

7. 申請場所及び問い合わせ

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

三芳町健康増進課 介護保険担当 電話:049-258-0019(内線 184~187)